

令和3年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業実施要領

(目的)

第1条 県は、6次産業化にチャレンジする県内の農林漁業者の事業スタート時における取組みを加速させ、早期の事業化を図るとともに、将来的に大規模な6次産業化等に取り組み、他の事業者の目標となり、県産品の知名度向上に資する6次産業化トップランナーを育成・支援していくため、この要領に定めるところにより、6次産業化チャレンジ総合支援事業を実施する。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 次の①～③のいずれかに該当する者であって、自らの農林水産物を活用した新たな6次産業化商品開発または既存商品のブラッシュアップにチャレンジしようとする者
 - ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農林水産業を営む農林漁業者
 - ② ①に該当する農林漁業者を主要な構成メンバーとするグループ
 - ③ 愛媛県内の農林水産業関係団体
- (2) 次の①～②のいずれにも該当する者
 - ① 当該事業実施年度に他の補助金を活用した6次産業化関係の取組予定がない者
 - ② 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）
- (3) 次の①～⑨のいずれかに該当する者
 - ① 愛媛6次産業化サポートセンターによるサポートを受けている者
 - ② 6次産業化戦略を策定している又は策定中の市町内において農林水産業を営む者
 - ③ 愛媛県が実施する6次産業化人材育成研修を受講した者
 - ④ 愛媛県が実施するみかんジュースコンクールに出品した者
 - ⑤ 愛媛県が実施する「えひめの『すご6』商品プロモーション事業」に参加する者
 - ⑥ 愛媛県が実施する「6次産業化県内サポーター拡大事業」に参加した者
 - ⑦ えひめ6次産業化推進チームの構成組織によるサポートを受けている者
 - ⑧ 過去に6次産業化チャレンジ総合支援事業の補助を受けた者
 - ⑨ 平成30年7月豪雨により生業に被害を受けた者で、6次産業化によって復興を目指す者

(事業の内容等)

第3条 事業実施主体は、6次産業化にチャレンジするために必要な、次の各号の全部又はいずれかの事業を実施する者とする。ただし、過去に6次産業化チャレンジ総合支援事業の補助を受けて開発した新商品のブラッシュアップは1回までとする。

- (1) 会議の開催（ソフト事業）
新商品の製造・販売に向けた検討を行うための会議の開催など
- (2) 調査・検討（ソフト事業）
市場調査、商品のブラッシュアップの検討など
- (3) 新商品開発（ソフト事業）
試作品又は新商品の製造、成分分析等検査、パッケージデザインの開発など
- (4) 販路開拓（ソフト事業）
商談会等への出展、ポスター・パンフレットの作成など
- (5) その他6次産業化にチャレンジするために必要と認められる取組み（ソフト事業）
- (6) 機械等の整備（ハード事業）

第1号～第5号のソフト事業の実施に合わせて取得する必要があるものとする。
また、中古品又は既存施設の活用も可能とするが、原則として1の機械等当たりの取得価額が10万円を超えるものとする。

2 事業の実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) ソフト事業において外部委託する場合は、複数の事業者から見積書を徴したうえで選定すること。ただし、価格による選定が馴染まない特別な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 機械等の整備に当たっては、複数の事業者から見積書を徴したうえで選定すること。ただし、価格による選定が馴染まない特別な理由がある場合は、この限りではない。

(補助金の交付)

第4条 県は公募により事業を募集し、応募のあった事業のうちから、より実施効果が高いと認められる事業を選考のうえ、別に定めるところにより、当該事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(応募方法)

第5条 応募しようとする事業者は、別に定める愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業公募要領により、指定された期日までに知事に事業提案書を提出しなければならない。

(選考方法)

第6条 補助金交付対象事業は、県の設置する審査会において、別表で定める基準に基づく審査を経て、知事が決定する。

2 審査会については、別に定める。

(事業の確認)

第7条 知事は、この事業の実績について、書類及び現地調査等によって確認するものとする。

(6次産業化プランナー等による支援)

第8条 事業の円滑な実施に当たって、事業実施主体から支援を求められた場合、県は愛媛6次産業化サポートセンターに登録されている6次産業化プランナー等の支援人材を派遣するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月26日から施行する。

別表（第6条関係）

（事業選考基準）

計画性	事業スケジュールについて
	自らの農林水産物の活用方法について
	事業経費の妥当性について
	市場性について
	競合する商品の有無について
事業の遂行能力及び 継続性	事業の遂行能力について
	補助期間終了後の事業の継続性について
成果目標	成果目標の設定内容について
補助の効果	事業実施主体の経営規模等について
	他の事業者等との連携等による地域波及効果について